

函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年9月12日

函館市長 大 泉 潤

## 函館市条例第52号

函館市国民健康保険条例の一部を改正する条例

函館市国民健康保険条例（昭和44年函館市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に、「又は」を「または」に改め、「6箇月」の後ろに「（ただし、急患等として保険医療機関または保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年）」を加え、同項第1号中「若しくは」を「もしくは」に、「又は」を「または」に改め、同項第2号および第3号中「又は」を「または」に改める。

第28条中「第9項」を「第5項」に、「もしくは虚偽の届出をした場合または同条第3項もしくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「または虚偽の届出をした」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第28条の改正規定および附則第3項の規定は、令和6年12月2日から施行する。

（保険料の徴収猶予に関する経過措置）

- 2 改正後の第23条第1項の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年9月以後の期間に係るものおよび令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度分の保険料のうち同年8月以前の期間に係るものおよび令和5年度分までの保険料については、なお従前

の例による。

（罰則に関する経過措置）

- 3 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日前にした行為および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。